

保育業務委託契約書
(シッターサービス業務委託契約書)

保育委託者（保育対象幼児又は児童の親権者）である_____（以下、「甲」という。）と、保育受託者である「Nanny Okinawa 代表者：中條 真衣」（以下、「乙」という。）とは、本日、次の通り、保育委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対して、甲の子供である_____【性別：男・女、
生年月日：_____年 月 日】（以下、「子供」と言います。）の保育を委託し、乙はそれを受託する。

第2条（原則）

乙が、保育業務（以下、「シッターサービス業務」と言う。）を提供する際には、児童福祉法及び関連法令、ガイドラインを遵守のうえ、子供の安全を図ることを最優先しながら保育を提供するものとし、児童福祉法及び関連法令、ガイドライン並びに Nanny Okinawa 利用規約（以下、「利用規約」という。）で同意している内容に抵触する特約事項を、甲乙間で定めることはできない。

第3条（シッターサービス業務委託期間、利用料金等）

1 甲及び乙は、シッターサービス業務委託の期間、利用料金料等は、利用規約及び乙の提供する、乙の公式 LINE 等の連絡ツールを通して、甲乙間で合意した通りとする。また、本契約に定めのない事項については、利用規約で同意している内容に従う。

2 甲及び乙は、前条その他本契約の定め抵触しない事項については、甲乙間で特約事項を合意し契約内容とすることができる。ただし、その場合は、当該特約事項の内容及び合意した事実を、シッターサービス業務を開始する前に記録（電磁的記録を含む。）しておかなければ、効力が発生しない。

第4条（甲及び乙の義務）

- 1 乙は、本契約締結に際して、氏名、住所、連絡先を甲に開示する他、身分証明書、都道府県知事等への届出を証明する書類、有資格者の場合は保育士の登録証等の資格が確認できる書類、研修の受講状況を示すための研修終了証を甲に提示する。
- 2 甲及び乙は、甲乙間で本契約を締結する際及び甲が乙にシッターサービス業務委託を申し込む際、甲は、乙が提示する子供に関するアンケートに回答する。また、乙は、シッターサービス業務の開始10前までに、子供の状態（発熱の有無等）を確認する。
- 3 乙は、甲の自宅以外の甲が指定する場所（児童館を含む。）でシッターサービス業務の提供を行う場合は、事前に保育場所を確認する。
- 4 甲は、シッターサービス業務を委託する前に、子供に関する情報（お子様の性格、体調、持病等、好きな遊び等、かかりつけの病院の情報、救急時に病院に伝えるための身長・体重等、緊急連絡先、災害時の避難場所その他、お子様の保育に関して注意すべき事項）を、乙からのLINE上のアンケートに回答する形で開示し、乙は、開示された子供の情報を、甲（子供を含む。）の個人情報と共に、乙の定めるプライバシーポリシー及び個人情報保護法その他の法令に従って管理する。
- 5 甲から乙への子供の引き渡し及び甲から乙への子供の引き渡しは、甲又は乙から子供を甲に引き渡す権限を与えられた成人の者により行われるものとする。甲及び乙は、当該権限があることを確認の上、子供を引き渡すものとする。
- 6 乙は、保育記録及び業務記録を作成保管するものとし、当該保育記録に基づいて子供を甲へ引き渡す際に、預かっている間の子供の様子を適宜の方法により報告しなければならない。
- 7 甲が希望した場合には、乙は、シッターサービス業務状況の報告を行う。また、乙は、シッターサービス業務を行っている間も、甲の求めに応じて、シッターサービス業務に支障の生じない限り、子供の様子を、ウェブカメラ、電話やメール等で連絡する。
- 8 乙は、預かっている子供の体調の急変や事故するなどの緊急事態が生じた場合には、甲又は甲の指定する者に直ちに連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応を行うものとする。

第5条（シッターサービス業務の方法）

1 乙は、前条4項に基づき、甲から開示を受けた情報にしたがって、子供へのシッターサービス業務を行うものとする。

2 乙は、細心の注意をもって子供の育児を行い、シッターサービス業務中に、子供に病気その他の異変があったときは、直ちに甲の指定した緊急連絡先に連絡しなければならない。

3 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、直ちに乙と協力して万全の措置を講ずるものとする。

第6条（子供の引き渡し）

甲は、シッターサービス業務委託の開始時に、乙に対してのみ子供を引き渡すものとし、甲はシッターサービス業務受託の終了時に、いかなる理由があっても甲以外の者に子供の引き渡しをしてはならないものとする。ただし、甲にやむを得ない事由があるときは、甲の意志を十分に確認したうえで、甲の指定する成人に引き渡すことができる。

第7条（費用の負担）

乙が、甲の指示又はあらかじめ了解を得ないで支出した費用については、その負担を、甲に求めることができない。

第8条（契約の解除）

1 甲または乙は、相手方に次の事由の一つでも発生したときは、何らの通知勧告を要せず、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 子供が甲以外の保育に適さないとき
- (2) 甲又は乙に、相手方の信頼を損なう言動があったとき
- (3) 本契約あるいは利用規約の条項に違反したとき
- (4) その他本契約を継続しがたいやむを得ない事由があったとき

2 甲が予約日時を変更、キャンセルする場合及び乙がシッターサービス業務開始直前の確認で、子供にシッターサービス業務を提供出来ない、と判断した場合のキャンセル料について

は、利用規約に定めるところによる。

3 甲及び乙は、本契約の履行前に、児童福祉法、関連法令及び関連するガイドライン並びに利用規約の定め抵触する事項を乙が発見した場合には、直ちに本契約を解約する権限を乙に付与することを予め同意する。

第9条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、相手方に次の各号の一にあたる時は、何らの催告をなくして本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき

き

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

2 前項の場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は、損害の賠償を請求することができない。

第10条（協議事項等）

1 甲及び乙は、本契約に記載のない事項について、利用規約に従う。

2 甲及び乙は、本契約及び利用規約に定めのない事項、本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定する。

以上、本契約の成立を証するため本契約書 2 通作成し、各当事者署名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所.....

氏名.....印

(乙) 住所.....

氏名.....印